

## 九州ルーテル学院大学における教育の質保証に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学部学生に対するきめ細かな履修指導や学業指導等の良好な学修環境を確保するとともに、GPAを活用したより適切な成績評価を通じて、教育の質の保証を図ることを目的とする。

(標準単位)

第2条 各学年の学科及び専攻の標準単位は次表のとおりとする。

| 学科・コース \ 学年        | 1年  | 2年  | 3年  | 4年  |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|
| 人文学科キャリア・イングリッシュ専攻 | 4 3 | 4 1 | 3 7 | 4   |
| 人文学科保育・幼児教育専攻      | 4 8 | 4 9 | 3 1 | 1 6 |
| 人文学科児童教育専攻         | 4 5 | 4 8 | 4 0 | 1 6 |
| 心理臨床学科             | 4 5 | 4 1 | 3 4 | 1 3 |

(教育の質保証のための取組)

第3条 本学は、教育の質を保証するため、次の各号に掲げる取組を推進するものとする。

- (1) GPAによる成績評価の結果は、学生の学修全般に関わる情報を教職員が共有することを目的として、学期ごとに開催される学生支援懇談会において活用する。
- (2) GPAによる成績評価の結果は、学生本人とともに、その父母等にも通知し、大学と家庭が一体となって学修状況の共有を図る。また、以下の基準に達しない場合は、アドバイザーと学科長、専攻主任のいずれか及び学生支援課と教務課が連携して、当該学生の学修意欲、生活状況、経済状況等の学修環境に関するアセスメントを実施するとともに、学修に必要な指導・支援を行う。学修環境の改善のため、父母等も交えた協議が必要と判断されるときは、父母等も交え積極的な指導・支援を行う。
  - 1) 1年次前期末までの修得単位が20単位未満で、かつ累計GPAの平均値が2.0未満の者
  - 2) 1年次後期末までの修得単位が30単位未満で、かつ累計GPAの平均値が2.0未満の者
  - 3) 2年次前期末までの修得単位が50単位未満で、かつ累計GPAの平均値が2.0未満の者
  - 4) 2年次後期末までの修得単位が60単位未満で、かつ累計GPAの平均値が2.0未満の者
  - 5) 3年次前期末までの修得単位が80単位未満で、かつ累計GPAの平均値が2.0未満の者
  - 6) 3年次後期末までの修得単位が100単位未満で、かつ累計GPAの平均値が2.0未満の者
- (3) 2年次後期末までの修得単位が60単位未満で、かつ累計GPAの平均値が1.0未満の場合は、2年次から3年次への進級を認めない。ただし、転学科・転専攻した者及び長期履修学生については、別に審議するものとする。
- (4) 前号により進級を認めない学生は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- (5) 3年次前期末までの修得単位が80単位未満の学生については、特別研究の履修を認めない。
- (6) アドバイザー、学生支援課及び教務課は、前号までの指導・支援を行うにあたり、必要に応じて協議の上、学生の科目履修について制限を設けることができる。
- (7) 前年度までの累計GPAが3.0を上回った学生は、次年度に限り、履修規程第7条第1項に規定する履修上限を超えて履修登録することができる。
- (8) 前号における履修上限を超えて履修登録できる単位数は、履修規程に定める。

(退学勧奨)

第4条 前条各号の取組を行った上で、なお学業成績が著しく不振であると認められる者に対しては、学生の生涯を見据えた成長という観点に立ち、学則第49条第3項の規定に基づき、退学の勧奨を行うことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、教育の質を保証するための諸施策については、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年11月18日に制定し、令和3年度入学生から適用する。
- 2 令和2年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和5年度以降に入学した者について適用する。

- (1) 第2条
- (2) 第3条第1項第3号、第4号及び第8号

附 則

この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、2023（令和5）年度以降に入学した者について適用する。

- (1) 第2条
- (2) 第3条第1項第3号、第4号及び第8号